

2025.03.03

サステナブル経営 レポート <第 25 号>

情報開示、自然資本、人権・・・2025 年度のサステナビリティ主要イベントを紹介

【本号の概要】

- 2025 年に予定されるサステナビリティ関連のイベントをまとめた。注目のひとつに、国内のサステナビリティ開示基準・SSBJ 基準の最終化が挙がる。開示のあり方に加えて、体制整備も求める内容になりそうだ。
- 生物多様性分野では、従来の「自然共生サイト」を引き継ぐ制度が規定した新法が施行になる。企業のネイチャーポジティブに向けた取り組みの後押しを強化する。人権分野でも、気候変動や生物多様性と同様の開示のフレームワークが立ち上がる見通し。既存の領域に加えて、新たなテーマへの対応が始動する年となりそうだ。
- 気候変動対策では節目の COP30 を迎える。パリ協定から 10 年、対策は主眼はネットゼロ実現に向けた実施フェーズへ移行する見込みだ。

1. 2025年度に見込まれるサステナビリティの動き

世界的に選挙の年となった2024年は、政治面からESG投資やDE&Iにも逆風が吹き、サステナビリティにとっても波乱の1年となった。海外では企業側の追従もみられるなど、25年も引き続き難しい局面となることが予想されるが、一方で各テーマで企業の取り組み推進は待ったなしの状況が続く。今年も目白押しのサステナビリティイベントから、主要なものをカレンダー形式にまとめた。

サステナビリティに関する主なイベント一覧¹

4 月	◇1 日 ・ SSBJ 確定基準の任意適用が開始（2025 年 3 月期決算企業から順次） ・ 生物多様性増進活動促進法が施行（環境省） ・ 省エネ基準適合の全面義務化（国交省） ・ 政府「「ビジネスと人権」に関する行動計画」の最終年度（2020～25 年度） ◇13 日 ・ 大阪・関西万博が開催（10 月 13 日まで）
5 月	◇15 日 ・ 3 月期決算の上場企業の決算発表期限（45 日ルール） ◇未定 ・ 経産省と東証が第 2 回となる SX 銘柄 2025 の選定企業を公表（4～5 月頃）
6 月	◇下旬 ・ 日本企業の株主総会開催のピーク ◇月末 ・ 3 月期決算企業の有報提出期限、SSBJ 任意適用の対象第 1 号に ◇未定 ・ カナダで主要 7 カ国首脳会議（G7 サミット）が開催
7 月	◇25 日 ・ 欧州 CSDDD の発効から 1 年

¹ 各種公開情報をもとにインタ総研作成。毎年実施されているイベントについては、例年の時期を記載している。

9 月	◇18 日 ・ TNFD 最終提言の公表から 2 年
11 月	◇5 日 ・ ブラジルで国連責任投資原則（PRI）第 17 回年次会議が開催（7 日まで） ◇10 日 ・ ブラジルで国連気候変動枠組み条約第 30 回締約国会議（COP30）が開催（21 日まで） ◇下旬 ・ WICI 統合報告アワードの審査結果が公表 ・ スイスで第 14 回国連ビジネスと人権フォーラムが開催
12 月	◇30 日 ・ 「欧州森林破壊防止規則（EUDR）」が大企業に適用開始
2026 年 1 月	◇1 日 ・ 欧州 CSRD が上場中小企業等に適用拡大
2 月	◇下旬 ・ GPIF「優れた統合報告書」「改善度の高い統合報告書」が公表
3 月	◇中旬 ・ 日経統合報告書アワードが公表

2. 2025年度の主なトピックス

サステナビリティの主要なテーマごとに、2025年度内に想定されるトピックスについて概説する。

（1）企業情報開示

【主なイベント】

- ・ 6 月下旬：国内上場企業の株主総会開催ピーク
- ・ 6 月末：3 月期決算企業の有報期限（サステナ記載欄の新設から 3 年目）

■SSBJ 基準適用への準備が本格化

2023 年の「企業内容等の開示に関する内閣府令」改正で、有価証券報告書に「サステナビリティに関する考え方及び取組」記載欄の新設と記載義務化されてから 3 年目。記載の具体的内容を規定したサステナビリティ基準委員会（SSBJ）基準の確定版が今年 3 月に公表の見込みだ。27 年 3 月期から、時価総額が大きい東証プライム上場企業から順に、同基準に沿った開示の義務化が始まる。

SSBJ 基準への対応には、多くの企業で課題が見込まれる。例えば、同基準は、企業に非財務情報を財務情報と同じタイミングでの開示を求めている。3 月期決算企業であれば 6 月発行の有価証券報告書での開示が必要だ。温室効果ガス（GHG）排出量も、会計年度分の集計・開示が要求される²。特に、「スコープ 3（主にサプライチェーン）」の排出量は期間内での集計の難易度は高い。業種によっては取引先を巻き込んだタイムリーな排出量の集計方法を検討するなど、社内外を含む体制整備が必要だ。

同基準は、「サステナビリティ情報」ではなく「サステナビリティ関連財務情報」の開示を求めている。そのため、サステナビリティ推進と財務の両部門が連携した取り組みが不可欠となる。

■任意開示含む開示体系を再整理の動きも

法定開示と任意開示の双方を合わせたサステナビリティ開示体系の再整理を促す動きの加速も見込まれる。経済産業省の「企業情報開示のあり方に関する懇談会」は 24 年 6 月、有報やコーポレート・

² 他の法令で財務諸表の対象期間と異なる算定期間が要求されている場合は、当該の算定期間で報告することができる。

ガバナンス報告書など既存の法定開示書類における記載内容の重複を指摘した上で、統合報告書も含めた新たな開示体系のあり方について提言を発表した。現行の開示書類の記載内容で重複が多いことによる、投資家など読み手や企業の負担に配慮した。

企業でも、サステナビリティ情報開示における有報の位置づけを模索する動きがある。例えば、リクルートホールディングスは、統合報告書やサステナビリティレポートを発行せず有報に一本化し、充実を図る³。また、古河電気工業は 24 年の統合報告書で、ステークホルダーが有報から統合報告書へと円滑に読み進められるよう、有報の「サステナビリティに関する考え方及び取組」との連携を強く意識した記述内容・形式に改善した⁴。

また、金融庁が有報の株主総会前の開示普及を推進するほか、今年 4 月には適時開示の英文同時公表がルール化されるなど、企業情報開示が直面する課題は多い。

(2) 生物多様性

【主なイベント】

- ・ 4 月：生物多様性増進活動促進法が施行。併せて支援証明書制度が本格化予定。

■生物多様性保全認定を「場所」から「活動」に変える新法が施行

企業などによる生物多様性保全の取り組みを促進するため、ネイチャーポジティブの成果があった区域を「保護地域以外で生物多様性保全に資する区域（OECM⁵）」として認定し、国際データベースに登録する仕組みが4月変わる。生物多様性増進活動促進法の施行を受けたもので、従来の「自然共生サイト」の認定制度を土台にしつつ、同法の仕組みに一本化する。

自然共生サイトは、申請時点で生物多様性が豊かな「場所」が認定の対象だった。一方、同法では、生物多様性の維持や回復、創出などの「活動」が対象が変わる。活動によって生物多様性が豊かになった時点で、その活動場所をOECMに登録できる。また活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化や簡素化などの特典が設けられている。

政府は新法を通じて企業などに保有地のOECM登録を促し、国際目標の「30by30⁶」達成を目指す。2023年度末時点の同目標の進捗はそれぞれ陸域20.5%と海域13.3%。国定公園などの保護区だけでは達成が見込めないとして、企業による積極的な生物多様性保全活動を求めている。

■「支援証明書」も本格運用

環境省は4月から、特定の自然共生サイトなどの質の維持・向上を支援する企業などに「支援証明書」を発行する制度を本格運用する。資金提供、自然共生サイトなどの運営支援、技術提供などが対象。

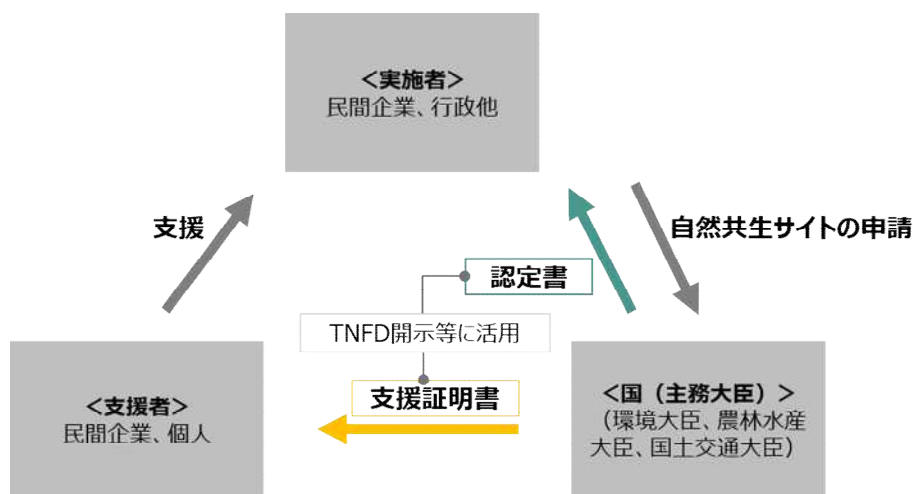
³ 株式会社リクルートホールディングス「第 64 期 有価証券報告書」https://recruit-holdings.com/files/ir/library/uplod/report_202403Q4_ar.jp.pdf

⁴ 古河電気工業株式会社「古河電工グループ統合報告書 2024」および「古河電工グループサステナビリティブック 2024」を発行 https://www.furukawa.co.jp/release/2024/kei_20241031.html

⁵ OECM：Other Effective area-based Conservation Measures。保護地域ではないが、生物多様性保全に実質的に貢献しているエリアを指し、企業が所有する森林や緑地、里山や伝統的な農業景観等が該当する。

⁶ 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。COP15 で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中でグローバルターゲットに盛り込まれ、日本でも「生物多様性国家戦略 2023-2030」に含まれた。

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等への活用も想定し、企業間で取り引きも可能にする予定だ（図表1）。



図表 1. 支援証明書制度の概要（※公開情報を基にインタ総研作成）

（3）ビジネスと人権

【主なイベント】

- ・ 2025 年後半：不平等・社会関連財務開示タスクフォース（TISFD）が開示フレームワークのベータ版を開発へ

■気候変動・生物多様性の次は「不平等・社会課題」がテーマに

不平等・社会関連財務開示タスクフォース（TISFD）が2024年9月、正式に発足。26年末の開示フレームワーク公開に向け開発に着手した。

TISFDは、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD、気候）、TNFD（自然）に続く第三の開示タスクフォースで、「不平等・社会課題」を取り上げる。企業や金融機関に対して、同課題領域での影響・依存・リスク・機会に関する情報開示を推奨する国際的な開示フレームワークの策定を目指している。開示対応においては、企業が「人」に与えるインパクト（インパクトマテリアリティ）と、「不平等・社会課題」が企業の財務面に与えるリスク・機会（財務マテリアリティ）をふまえた「ダブルマテリアリティ」のアプローチを求める。

フレームワークの策定にあたっては、TCFDやTNFDが採用する4本柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）の構造と整合させると同時に、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」やOECD「責任ある企業行動指針」など、「ビジネスと人権」に関する既存の国際基準等を踏まえる方針だ。

■社会の不平等が長期的リターン低下につながる懸念が背景

TISFDでは、不平等・社会課題に関するリスクを図表2のとおり分類する。

企業固有のリスク	自社の従業員、バリューチェーン上の従業員、消費者、地域コミュニティに対する負の影響が、企業に与えるリスク
システムレベルのリスク	不平等・社会課題が社会・経済に広がることで、社会・金融システムの安定性などを損なうリスク

図表2. TISFDによる不平等・社会課題のリスク分類（※公開情報を基にインタ総研作成）

多くの企業が不平等・社会課題に取り組まないと、社会の分断や不安定化、ひいては経済全体の生産性や成長率の低下を誘引。システムレベルのリスクを高め、結果的に多くの企業の業績を低下させる。こうした悪循環は、機関投資家にとって長期的リターンに大きく影響しかねない。こうした懸念がフレームワーク着想の背景にある。

■既存のサステナビリティ情報開示基準との相互運用性の確保

TISFDは、EFRAG（欧州財務報告諮問グループ）との提携も発表している。ESRS（欧州サステナビリティ報告基準）の内容と一貫性確保を目指し、将来的には要素が反映される可能性も含む。一方で国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、今後開発予定の人的資本関連基準との相互運用性を確保する意向を公表している。

（4）気候変動

【主なイベント】

- ・ 11月10～21日：ブラジルで国連気候変動枠組み条約第30回締約国会議（COP30）が開催

■2035年に向けた削減目標の見直しも

2024年に開催されたCOP29を振り返ると、25年以降の新たな資金目標（民間・公的資金などを合わせて年間3,000億ドル）が合意されたことや、パリ協定最後のピースとして残っていた国際的な炭素市場メカニズムに関するルール（6条）が合意されたことなどの成果があった。1995年のCOP1（ドイツ・ベルリン）から節目の30回目を数える2025年のCOP30は、パリ協定から10年が経過するタイミングでもあり、実施フェーズへ移っていくための議論が行われる見込みだ。

COP30の開催までには、米国をはじめ、ドイツや豪州等で選挙が行われるため、政治的な揺り戻しの懸念が有るものの、以下2点に注目したい。

1点目は、削減目標の見直し圧力だ。COP30では、グローバル・ストックテイク(削減行動)のフォローアップの方法論の合意に向けた検討がされる予定だが、次期削減目標(2035年削減目標)の提出は始まっており（米国・英国・ブラジル等）、各国に合わせた削減目標を企業に求める声が高まる可能性がある。

■節目のCOP30を迎える気候変動対策はより高度化・精緻化へ

2点目は、脱炭素に向けた取り組み計画の高度化・精緻化だ。COP29で合意された資金目標には民間の資金拠出も含まれている。企業に対しては、ISSBのIFRS S2「気候関連開示」の中で、脱炭素に向けた取組の実効性を裏付ける資金計画やマネジメントのスキルを含む推進体制の開示を要求しており、この点がさらに強まる可能性がある。また、SSBJ基準の確定とともに、シナリオ分析の見直しを含め、既存の取り組みの見直し・改善を迫られることが想定される。

【参考文献】

TISFD (2024) 「People in Scope」 https://cdn.prod.website-files.com/672d08b2d88b396e31d7fdc0/672d08b2d88b396e31d7fe4a_People%20in%20Scope%20Sept%202024.pdf

木村武 (2025) 「TISFD の設立背景と今後の行方——システム思考の観点から——」 https://www.nli-research.co.jp/files/topics/81132_ext_18_0.pdf?site=nli

各団体・企業等ホームページ

MS & AD インターリスク総研株式会社 リスクコンサルティング本部
リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第二グループ

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。サステナビリティ第一グループ、サステナビリティ第二グループでは、気候変動、SDGs、ビジネスと人権などのテーマで、企業の取り組みを支援するコンサルティングサービスを提供しております。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記弊社お問合せ先、またはあいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

■ お問い合わせ先と主な担当領域

MS & AD インターリスク総研(株)

➤ リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第一グループ

TEL.03-5296-8913 / kankyo@ms-ad-hd.com

- 気候変動・TCFD関連支援
- 水リスク
- 自然資本・TNFD関連支援

➤ リスクマネジメント第五部 サステナビリティ第二グループ

TEL.03-5296-8974 / sustainability2@ms-ad-hd.com

- サステナビリティ開示支援
- サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援
- 生物多様性（企業緑地）取り組み支援
- 「ビジネスと人権」取り組み支援

本誌は、作成時の情報を基に作成しており、主観的な評価情報、時間の経過による変化が含まれることから、情報内容についての完全性、正確性、安全性、最新情報等について保証するものではありません。

本誌に掲載した内容やテキスト等を無断で転載することはお断りさせていただきます。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のサステナビリティ戦略等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図したものではありません。

不許複製 / Copyright MS & AD インターリスク総研 2025